

豚流行性下痢(PED)の防疫対策の再徹底を！

- ・PEDの発生については、国内では、1道37県664農場(5月19日時点)で確認され、隣接する愛知県では、58例目の発生(5月22日時点)が報告されています。
- ・これまでも病原体の侵入防止対策、農場間の伝播防止対策及び本病ワクチンの適正な使用方法等について、随時、情報提供に努め、対策の徹底をお願いしてきたところですが、今後ともこれらの対策の徹底をお願いします。
- ・ワクチンについては、これから各農場において広く利用されることが予想されますが、その特性等を十分に理解していただいた上で適正な使用をお願いします。

ワクチンの特性は、・・・

- ・効果は子豚の症状を和らげることです。
- ・決して感染予防の効果を期待するものではありません。

病原体の侵入防止のためには、・・・

- ・入場車両の消毒等の農場への病原体の侵入防止対策と、作業者の専従化等の農場内での感染防止対策を徹底する。

病原体が侵入してしまった場合は、・・・

- ・排せつ物のこまめな適切な処理や、豚舎の消毒等を徹底することで、感染した子豚について十分なワクチンの効果を引き出すことができます。

発生を適切に発見するためには、・・・

- ・毎日の飼養豚の健康観察をより丁寧に行い、異状を的確、迅速に見つけることがポイントです。



異状があったらすぐに家畜保健衛生所(総合庁舎 0577-33-1111)まで連絡してください。
 ※平日時間外(午前8時30分～午後5時15分以外)や休日の電話に対しては、
 「電話交換業務が終了しています。」に続く、
 「お急ぎの場合は、そのまま「1番」をダイヤル願います。」
 の案内メッセージに従って対応をお願いします。

いつもの作業
再チェック！

飛騨家畜保健衛生所

TEL(0577)33-1111 FAX32-9019

E-mail:c24508@pref.gifu.lg.jp

<http://www.pref.gifu.lg.jp/sangyo-koyo/nogyo/kachikueisei/hidakaho/>

